

議員提出第十一号議案

教育基本法・学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書の採択を
求める決議

教育基本法及び学校教育法の改正、学習指導要領の改訂を受け、文部科学省は、平成二十一年に新しい教科書検定基準を告示した。その中で、教科書は「公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民」及び「我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人」を育成するため、豊かな情操と道徳心、伝統と文化の尊重や我が国と郷土を愛すること等の教育基本法の目標と一致しなければならぬと定めている。

昨年三月には小学校の教科書検定結果が発表され、今年度は既に小学校の教科書採択が終了しているが、来年度には中学校の教科書採択が行われることとなっている。

文部科学省の教科用図書検定調査審議会は、教育委員会が装丁や見映えではなく、内容を考慮した綿密な調査研究を公正かつ適正に行い、適切な教科書を採用していくことや、教育基本法の改正内容や新学習指導要領に基づく検定審報告書を参考に、適切な採択を行うよう求めている。

よって、本県議会は、教育委員会において、検定審の提言を踏まえ、教育委員・学校関係者への教育基本法の改正や学習指導要領の改訂についての内容の周知徹底を図るとともに、教育基本法の目標及び学習指導要領の目標を達成するため、最も適した教科書を採用するよう強く求める。

右、決議する。

平成二十三年八月三日